

鉍害防止積立金制度の改正等について

令和2年2月18日

産業保安グループ 鉍山・火薬類監理官付

1. 鉱害防止積立金制度

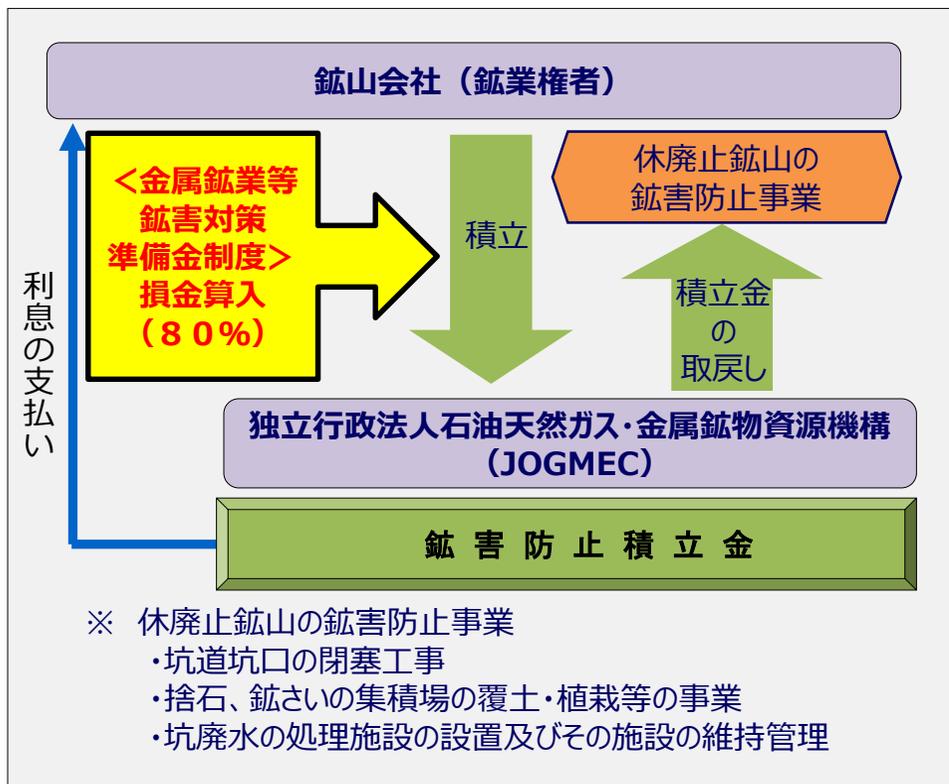
(1) 制度創設年度

昭和48年度

(2) 制度根拠

- ①金属鉱業等鉱害対策特別措置法 第7条
- ②JOGMEC機構法 第11条 第1項 第15号
- ③JOGMEC業務方法書（経産大臣認可）第3条 ㇿ（2）

(3) 制度スキーム



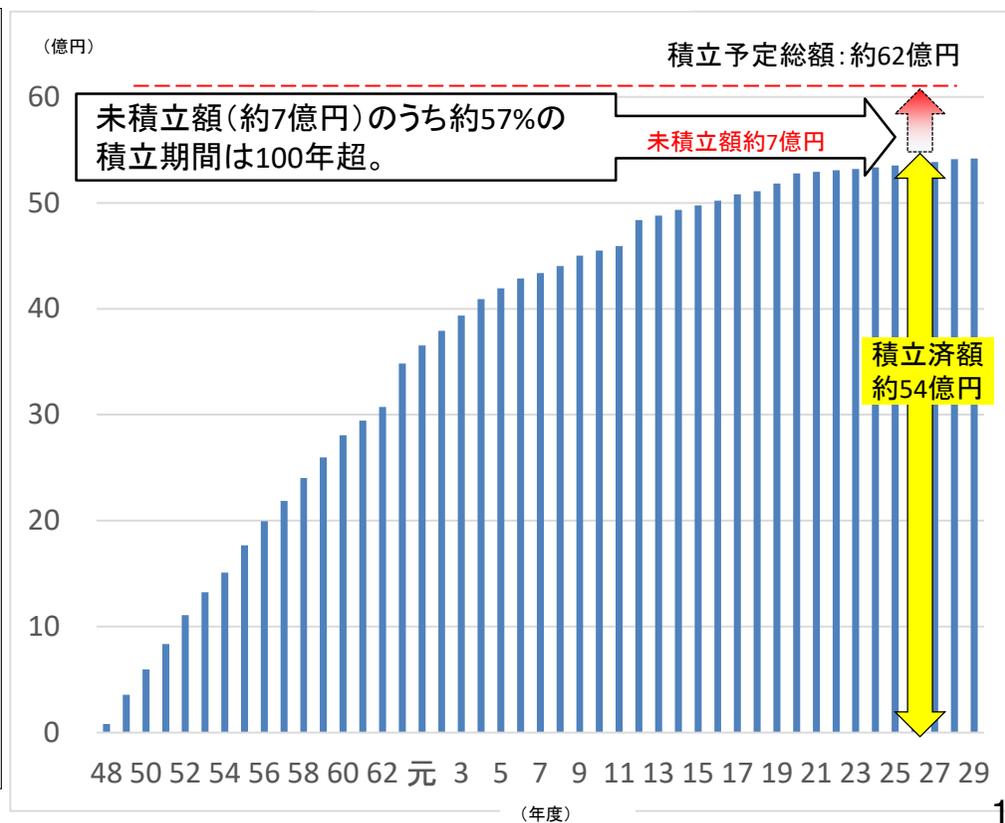
(4) 累計積立額の推移

積立予定総額：約62億円

積立済額：約54億円

未積立額：約7億円

[累計積立額の推移]



2. 金属鉱業等鉱害防止準備金制度の見直しに係る検討の経緯

前回税制改正要望時(平成29年度)の財務省の指摘

税額免除効果が小さい(平成29年度:減収見込額 約1百万円)ので、政策的意義(税による負担軽減効果)は終わっているのではないか。残積立額:約7.4億円(平成29年度末時点)

「鉱害防止積立金」制度は法律(金属鉱業等鉱害対策特別措置法)で義務づけられている強制積立制度なので、税によるインセンティブも不要と判断する。

指摘を踏まえた対応

「鉱害防止工事を着実に進める上で必要な制度の見直しについて検討を行い、平成30年度中に中央鉱山保安協議会に諮るとともに、その結果を踏まえ、同準備金制度について、改めて、平成32年度税制改正要望において相談する。」

前回の中央鉱山保安協議会(平成31年2月28日)での議論のポイント

【委員からの主なご意見】

- 準備金制度(税制)については、税制上の実績だけを見ると役目は終わっているように見えるかもしれないが、鉱害対応の歴史の中で議論され創られた制度であり、業界としては存続を要望。制度の見直しについては業界としても検討を進めていきたい。
- 積立期間を区切って残りの必要額を積み立てる代わりに、その間の税の措置は続けさせて欲しいという要望は考えられないか。
- 閉山後も必要となる鉱害防止事業に係る経費を別途積立ができるような制度を考えるのはどうか。

令和2年度税制改正要望における日本鉱業協会からの要望概要

- 準備金制度の維持・存続を要望。
- 本制度の存続が不可能な場合の代替措置として以下を要望。
 - ・既に積み立て済みの積立金がある場合は、積立金の取り崩しが行われる事業年度まで課税の繰延べを継続するための措置。
 - ・前倒し積立を希望する事業者がある場合は、一定の期間を設けて前倒し積立を可能にするとともに、前倒し積立に相当する額の損金算入を認める措置。

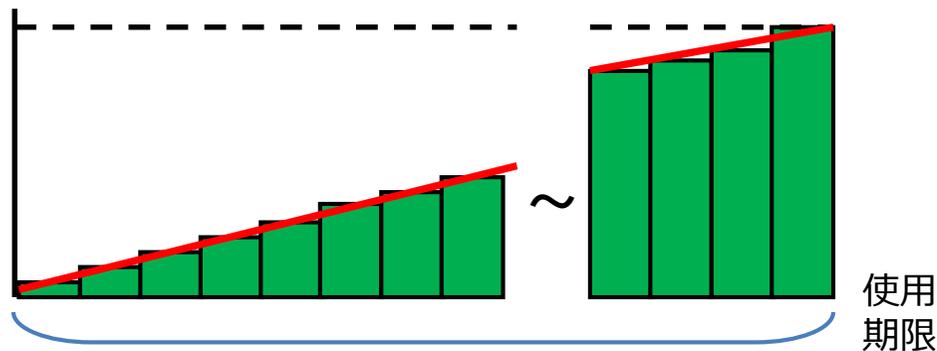
3. 鉱害防止積立金制度の現状と課題

- 現行の鉱害防止積立金制度においては、
 - ①積立期間が100年を超える案件が複数存在
 - ②単年度の積立額が少なく、必要額の積立が長期間に及ぶという状況にあり、集積場等の使用終了後の鉱害防止事業を確実に実施させる観点からは、改善の余地。

①積立期間の考え方

坑道や集積場の使用期限の均等割で、
毎年の積立額を決定。

鉱害防止事業に
必要な額



※積立期間が100年を超えるケースも複数存在

②単年度積立額（全社合計）

毎年度当初に見込み使用期限等を精査し、
積立額を算定。これまでに累計54億円を積み
立ててきたが、近年は全社合計で1年あたり
1千万円程度。

(単位：千円)

	H29	H30	R1
積立(見込)額	6,530	10,703	7,599
準備金制度による 減収(見込)額	722	4,409	2,368

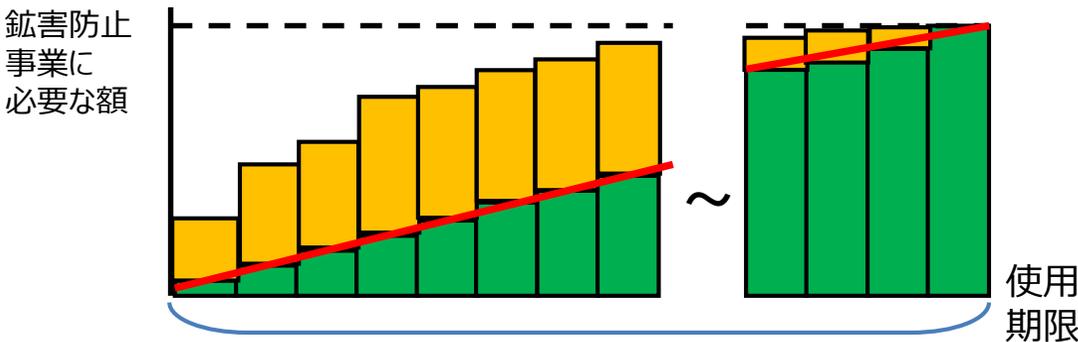
4. 鉱害防止積立金制度の改正の考え方及び租税特別措置の廃止

- 確実な鉱害防止事業の実施のためには、極力早期の積立が望ましい。現行では施設の使用期限で割り戻す計算によって積立を行っているが、①積立期間を短縮化（最長20年）しつつ、採掘権者等の意向・計画を踏まえて前倒しての早期の積立を可能とする。
- 当該採掘権者等の前倒しを予見性を持って実施でき、かつ早期積立のインセンティブが働くよう、②現行80%である損金算入率を1年ごとに8分の1(10%)ずつ縮小しつつ、早期積立分も当該損金算入の対象となるように制度を見直し。
(税制上は、「廃止+7年間の経過措置」)

【参考】令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）（抄）
『金属鉱業等鉱害防止準備金制度は、適用期限の到来をもって廃止する。なお、令和2年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度については、現行法による準備金積立率（80%）に対して1年ごとに8分の1ずつ縮小した率による積立てを認める経過措置を講ずる。』

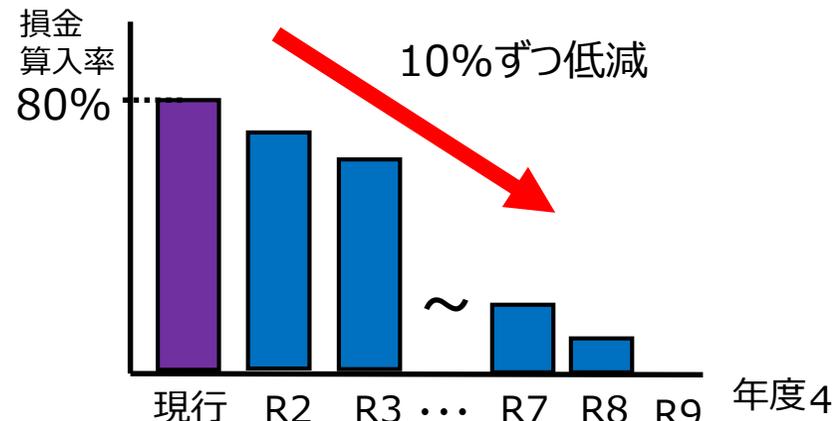
① 積立期間の短縮化

積立期間を最長20年に短縮化することで、緑部分が着実に積み立てられるようにする。その上で、採掘権者等の意向・計画を踏まえて前倒しての早期積立（オレンジ部分）を可能とする。



② 早期積立のインセンティブ

早期積立を促すため、損金算入率は1年ごとに10%ずつ低減。



5. 鉱害防止積立金制度の改正の概要

● 鉱害防止積立金の積立期間等の見直し

(1) 鉱害防止積立金の算定基準の改正（規則第15条）

- 令和2年度以降20年以内（令和2年度以降新たに設置される施設についても20年以内）に鉱害防止事業に必要な額が積み上がるよう、規則第15条第1項第1号～第3号に定める算定式を改正する。
- 当該年度の積立金の額について、規則第15条第1項第1号～第3号により算定された額に、新設する規則第21条第1項第10号に規定する積立計画に定められた額から第1号～第3号により算定された額を差し引いた額（当該額が負になる場合は零。）を上限として産業保安監督部長が適当と認める額を加算することができるよう、規則第15条第1項に第4号を新設する。

(2) 報告事項の追加（規則第21条）

- 採掘権者等が産業保安監督部長に対して毎年度報告することとなっている事項に、採掘権者等の当該年度以降の鉱害防止積立金の積立計画を追加するため、規則第21条第1項第10号を新設する。

● 鉱害防止積立金の利息の見直し

- 今後の鉱害防止積立金の運用金利の見通しを勘案し、改定後の金利による利息の支払いが安定的に推移し、かつ、適正な利息残高を確保することができるように、規則第16条第1項に定める利息の利率を年0.5%から年0.2%に改定する。

【スケジュール（案）】

令和2年2月13日～3月13日

パブリックコメントの募集

令和2年4月1日

交付・施行